

【指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム なないろ館】

(1) 利用料金表

	1日あたりの利用料金				
	介護報酬 基本単価	日常生活継続 支援加算 (Ⅱ)	食 費	居住費	1日の利用料の合計 (処遇改善加算は含まれて おりません)
要介護1	652円	46円	1,445円 朝食 395円 昼食 525円 夕食 525円	ユニット型 個室 2,006円	4,149円
要介護2	720円				4,217円
要介護3	793円				4,290円
要介護4	862円				4,359円
要介護5	929円				4,426円

※多床室（2～4人部屋）はありません。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から令和3年9月末までの間、上記基本報酬に0.1%が上乗せされます。

(2) 加算料金表

	1日あたりの利用単価
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（※1）	8.3%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（※2）	2.7%
初期加算（※3）	30円
若年性認知症入所者受入加算（※4）	120円

※1 ご利用される全ての方が加算の対象となり、1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に8.3%が加算されます。

※2 ご利用される全ての方が加算の対象となり、1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に2.7%が加算されます。

※3 入所当日からの30日間が加算の対象となります。また、病院等へ30日間を超えて入院した場合、退院してからの30日間も加算の対象となります。

※4 対象となる方のみ、満65歳の誕生日前々日まで加算されます。

	1食（回）あたりの利用単価
療養食加算	6円

医師からの処方箋に基づく糖尿病食などの療養食事を提供した場合が対象となり、1日3回を限度に加算されます。

	1日あたりの利用単価
外泊費用（※5）	246円
外泊時在宅サービス利用費用（※6）	560円

※5 6日以内の入院又は外泊をされた場合が対象となり、1ヶ月に6日を限度として加算されます。

※6 ご利用者がご自宅等居宅に外泊をされ、特別養護老人ホーム ないろ館により提供される在宅サービスを利用した場合が対象となります。

※5と※6は、どちらかの算定となり、併せて請求されることはありません。

	1ヶ月あたりの利用単価
排せつ支援加算（Ⅰ）※7	10円
排せつ支援加算（Ⅱ）※8	15円
排せつ支援加算（Ⅲ）※9	20円

排せつに介護を有するご利用者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した方に対して、次の要件のとおり支援を行った場合、加算されます。なお、排せつ支援加算（Ⅰ）～（Ⅲ）はいずれかの算定となり、併せて請求されることはありません。

※7 ① 排せつに介護を要する利用者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価をするとともに、少なくとも6月に1回評価を行う。その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援にあたって当該情報等を活用する。

② ①の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる方について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施する。

③ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回利用者等ごとに支援計画を見直す。

※8 ※7に加え、次の要件を満たす場合、こちらの加算となります。

施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用有りから使用無しに改善している。

※9 ※7に加え、次の要件を満たす場合、こちらの加算となります。

施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないかつ、おむつ使用有りから使用無しに改善している。

次のサービスをご利用の場合は、ご利用料金とは別に、所定の料金をいただきます。

- ・複写物（1枚10円）
- ・理髪代金
- ・クリーニング代金
- ・趣味活動材料費実費
- ・博物館などの入館料実費
- ・特別なお食事、お酒等の嗜好品に係る費用実費
- ・金品貴重品管理料（1ヶ月 200円）

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 特別養護老人ホーム なないろ館】

(1) 利用料金表

	1日あたりの利用単価				1日の利用料の合計 (処遇改善加算は含まれておりません)
	介護報酬 基本単価	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	食費	居住費	
要介護1	582円	6円	1,445円 朝食 395円 昼食 525円 夕食 525円	多床室 855円	2,888円
要介護2	651円				2,957円
要介護3	722円				3,028円
要介護4	792円				3,098円
要介護5	860円				3,166円

※個室はありません。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から令和3年9月末までの間、上記基本報酬に0.1%が上乘せされます。

(1) 加算料金表

	1日あたりの利用単価
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(※1)	8.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(※2)	2.3%
初期加算(※3)	30円
若年性認知症入所者受入加算(※4)	120円

※1 ご利用される全ての方が加算の対象となり、1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に8.3%が加算されます。

※2 ご利用される全ての方が加算の対象となり、1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に2.3%が加算されます。

※3 入所当日からの30日間が加算の対象となります。また、病院等へ30日間を超えて入院した場合、退院してからの30日間も加算の対象となります。

※4 対象となる方のみ、満65歳の誕生日前々日まで加算されます。

	1食（回）あたりの利用単価
療養食加算	6円

医師からの処方箋に基づく糖尿病食などの療養食事を提供した場合が対象となり、1日3回を限度に加算されます。

	1日あたりの利用単価
外泊費用（※5）	246円
外泊時在宅サービス利用費用（※6）	560円

※5 6日以内の入院又は外泊をされた場合が対象となり、1ヶ月に6日を限度として加算されます。

※6 ご利用者がご自宅等居宅に外泊をされ、特別養護老人ホーム ないろ館により提供される在宅サービスを利用した場合が対象となります。

※5と※6は、どちらかの算定となり、併せて請求されることはありません。

	1ヶ月あたりの利用単価
排せつ支援加算（Ⅰ）※7	10円
排せつ支援加算（Ⅱ）※8	15円
排せつ支援加算（Ⅲ）※9	20円

排せつに介護を有するご利用者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した方に対して、次の要件のとおり支援を行った場合、加算されます。なお、排せつ支援加算（Ⅰ）～（Ⅲ）はいずれかの算定となり、併せて請求されることはありません。

※7 ① 排せつに介護を要する利用者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価をするとともに、少なくとも6月に1回評価を行う。その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援にあたって当該情報等を活用する。

② ①の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる方について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施する。

③ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回利用者等ごとに支援計画を見直す。

※8 ※7に加え、次の要件を満たす場合、こちらの加算となります。

施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用有りから使用無しに改善している。

※9 ※7に加え、次の要件を満たす場合、こちらの加算となります。

施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないかつ、おむつ使用有りから使用無しに改善している。

	退所1回あたりの利用単価
退所前訪問相談援助加算(※10)	460円
退所後訪問相談援助加算(※11)	460円
退所時相談援助加算(※12)	400円
退所前連携加算(※13)	500円

※10 退所前、退所後の居宅を訪問し相談援助を行った場合等に、入所中1回(または2回)を限度に加算算定されます。

※11 退所後、30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合等に、退所後1回を限度に加算算定されます。

※12 退所時、相談援助を行い、市町村等に情報提供を行った場合等に加算算定されます。

※13 退所前、居宅介護支援事業者に必要な情報提供を行った場合に加算算定されます。

次のサービスをご利用の場合は、ご利用料金とは別に、所定の料金をいただきます。

- ・複写物(1枚10円)
- ・理髪代金
- ・クリーニング代金
- ・趣味活動材料費実費
- ・博物館などの入館料実費
- ・特別なお食事、お酒やタバコ等の嗜好品に係る費用実費
- ・金品貴重品管理料(1ヶ月 200円)

【指定短期入所生活介護事業所 なないろ館】

(1) 利用料金表

	1日あたりの利用単価				1日の利用料金の合計 (処遇改善加算は含まれておりません)
	介護保険分		自費分		
	介護報酬 基本単価	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	食 費	居住費	
要支援1	523円	6円	1,445円 朝食 395円 昼食 525円 夕食 525円	ユニット型 個室 2,006円	3,980円
要支援2	649円				4,106円
要介護1	696円				4,153円
要介護2	764円				4,221円
要介護3	838円				4,295円
要介護4	908円				4,365円
要介護5	976円				4,433円

※多床室（2～4人部屋）はありません。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から令和3年9月末までの間、上記基本報酬に0.1%が上乗せされます。

(2) 加算料金表

	利用単価
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（※1）	8.3%/月
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（※2）	2.3%/月
療養食加算（※3）	8円/回（食）
送迎加算（※4）	184円/回（片道）
若年性認知症利用者受入加算（※5）	120円/日

※1 ご利用される全ての方が加算の対象となり、1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に8.3%が加算されます。

※2 ご利用される全ての方が加算の対象となり、1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に2.3%が加算されます。

※3 医師からの処方箋に基づく糖尿病食など、療養食事を提供した場合が加算の対象となり、1日3回を限度に加算されます。

※4 施設による送迎をご利用の場合が加算の対象となります。

※5 対象となる方のみ、満65歳の誕生日前々日まで加算されます。

【いきがいショートステイ】

(1) 利用料金表

	1日あたりの利用単価			
	負担金	食費	居住費	1日の利用料金の合計
ユニット型 個室	500円(※)	1,445円 朝食 395円 昼食 525円 夕食 525円	2,006円	3,951円